

第5回教育委員会定例会会議録

令和元年5月28日（火）

場 所：教育委員室

出席委員	教 育 長	是 松 昭 一
	教育長職務代理者	山 口 直 樹
	委 員	嵐 山 光 三 郎
	委 員	猪 熊 緑
	委 員	操 木 豊
出席職員	教 育 次 長	宮 崎 宏 一
	教 育 総 務 課 長	高 橋 昇
	教 育 施 設 担 当 課 長	古 川 拓 朗
	教 育 指 導 支 援 課 長	三 浦 利 信
	指 導 担 当 課 長	荒 西 岳 広
	生 涯 学 習 課 長	伊 形 研 一 郎
	給 食 セ ン タ 一 所 長	土 方 勇
	公 民 館 長	石 田 進
	図 書 館 長	尾 崎 清 美
	指 導 主 事	小 島 章 宏
	指 導 主 事	武 内 陽 子

国立市教育委員会

付 議 案 件

区 分	件 名	
	教育長報告	
報 告 事 項	1) 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業報告及び決算について	
議案第30号	国立第二小学校改築マスタープラン案について	
議案第31号	新学校給食センター整備事業方針案について	
議案第32号	国立市文化芸術推進基本計画案について	
議案第33号	国立市生涯学習振興・推進計画案について	
報 告 事 項	2) 平成30年度教育委員会各課の事業総括について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館）	
	3) 市教委名義使用について（8件）	
	4) 要望書について（1件）	
議案第34号	臨時代理事項の報告及び承認について （教育委員会職員の人事異動について）	
議案第35号	臨時代理事項の報告及び承認について （第23期国立市社会教育委員の委嘱について）	

○【是松教育長】 皆さん、こんにちは。けさ方、川崎市登戸のほうで児童が犠牲となる痛ましい事件が起きました。皆さんご承知のとおりかと思えますけれども、通学のスクールバスを待っている子どもたちのところへ男が刃物で切りつけて、多くの児童や市民がけが、あるいはお亡くなりになっております。非常に卑劣、卑怯極まる身勝手な犯罪行為でありまして、大変な憤りを覚えるところであります。亡くなられた児童等のご冥福をお祈りするとともに、けがをされた児童初め市民の方々のいち早い回復をお祈りいたしております。

国立市の学校といたしましても、この事件を受けまして早速子どもたちに自衛行動、あるいは危険回避行動についてより指導を徹底すると同時に、保護者や地域の皆様に国立の安全確保に向けての見守り等を学校配信メール等で通知を行っているところでございます。

さて、それでは5月1日より元号が切りかわっております。平成31年1月の第1回教育委員会定例会より回数を重ねてきて、第5回となります定例教育委員会でございますけれども、令和元年の第1回と言わずに、以後、令和においても引き続き回数を重ねた呼称とさせていただきますのでよろしくご了承願います。

それでは、これから令和元年第5回教育委員会定例会を開催いたします。

ここで、教育次長より発言を求められておりますので、これを許します。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 本日の協議会につきまして、嵐山委員が都合により欠席しておりますので、その旨、よろしく願います。

○【是松教育長】 了解いたしました。

それでは、本日の会議録署名委員を猪熊委員にお願いいたします。よろしいでしょうか。

○【猪熊委員】 はい。

○【是松教育長】 ありがとうございます。

それでは審議に入りますが、本日の審議案件のうち、議案第34号「臨時代理事項の報告及び承認について（教育委員会職員の人事異動について）」及び議案第35号「臨時代理事項の報告及び承認について（第23期国立市社会教育委員の委嘱について）」はいずれも人事案件でございますので秘密会としますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）



○議題（1） 教育長報告

○【是松教育長】 それでは審議に入ります。最初に教育長報告を申し上げます。

去る4月23日火曜日の第4回定例教育委員会以後の主な教育委員会の事業進行状況について、ご報告申し上げます。

4月24日水曜日に、国立市文化芸術推進会議の池田良二議長より、国立市文化芸術推進基本計画案答申をいただきました。

また同日、東京都市町村教育委員会連合会の理事会が開催され、山口委員が出席されております。

4月25日木曜日、この日より26日まで小学生の野外体験教室の実踏を行いました。

5月5日日曜日に、第29回の国立ファミリーフェスティバルが開催されております。

また同日、「くにたちの教育」第155号を発行いたしました。

5月8日水曜日に、立川RISURUホールにおいて、小学生音楽鑑賞教室を開催いたしました。

翌5月9日木曜日、校長会並びに国立市いじめ問題対策連絡協議会を開催しております。

5月14日火曜日には、第1回となります小学校教科用図書審議会並びに中学校教科用図書審議会、そして、小・中学校の教科用図書調査委員会の全体会を開催いたしております。

同日、公民館で運営審議会が開催されております。

5月15日水曜日に、三小を市教委訪問いたしました。

5月16日木曜日に、教育委員が、社会教育施設等ほかの施設の視察訪問を行っております。

同日、図書館協議会が開催されております。また同日は、令和元年の第1回国立市議会臨時会が開催されております。

5月17日金曜日に、東京都市町村教育委員会連合会の総会が開催され、教育委員が出席されました。

5月18日土曜日、この日より20日まで第三中学校の生徒が奈良・京都方面への修学旅行を行っております。

5月20日月曜日に、国立市租税教育促進協議会並びに社会教育委員の会が開催されました。

5月22日水曜日に、一中を市教委訪問いたしました。

また同日より、日野市の図書館とも相互利用がスタートしたところでございます。

5月23日木曜日にスポーツ推進定例会を、5月24日金曜日には文化財保護審議会を開催いたしました。

5月25日土曜日に、四小、六小、七小の運動会が開催されております。

5月26日日曜日から28日にかけて、第二中学校が奈良・京都、滋賀方面への修学旅行を行っているところでございます。

このほかでございますけれども、4月末から5月にかけて大型の施設改築に係る2つの事業、並びに文化芸術行政と生涯学習行政に係る行政計画事業等に進展がございました。

まず大型施設改築につきましては、第二小学校の改築について改築マスタープラン連絡協議会からの報告をもとに、教育委員会としての改築マスタープラン（案）を作成したところでございます。

もう1点は、給食センターの施設更新についてでございますが、平成30年度に実施いたしました新学校給食センターPFI導入可能性調査の結果を踏まえまして、新学校給食センター整備事業答申案を作成いたしましたところでございます。

また、行政計画につきましては、1つとして国立市文化芸術推進会議よりの先ほど答申いただいたご報告をいたしましたけれども、その答申に基づいた国立市文化芸術推進基本計画案を作成しております。

また、もう1点、国立市社会教育委員の会のご意見やご助言を受けながら、庁内の横断的な組織で検討を重ねてまいりました、国立市生涯学習振興推進計画案もでき上がったところでございます。

本日は、この2つの大型施設改築にかかわる計画案と、それから行政計画案の2本につきましてご審議をいただくこととなっておりますので、今後の国立市の大きな事業となっておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

教育長報告は以上でございます。ご意見、ご感想等ございましたらよろしくお願ひします。

山口委員。

○【山口委員】 ありがとうございます。ちょうど4月末から5月の始めの10日間の大型連休を挟み、その後、5月4日、7日からですか再スタートというような形でそれぞれの事業が進んできたことと思っております。

学校に関してですけれども、小学生の音楽鑑賞教室があり、あと、中学校は修学旅行が始まり、小学校の運動会がありというようなこと、それから同時に我々市教委訪問で第三小学校、第一中学校を訪問させていただいて、実際の学校が流れの中でしっかり動かれているなどという感想を持ちました。

質問というか、簡単にご報告していただければと思うのですけれども、そういう形で学校の部分の動きが本格的にスタートしてきています。先生方の研究会とか連絡会もさまざま行われておるかと思うのですけれども、それも含めた全般的な小学校、中学校の様子。特に小学校一年生なんか大分学校になれて動き始めているのかなと思うのですけれども、様子をお聞かせ願えればと思います。

もう1つ、ついこの間、25日の土曜日に運動会、第四小学校、第六小学校、第七小学校であったのですが、きょうはちょっと一息なのですけど、きのうまで30度を超す非常に暑い日が続いている、まさにその最中の運動会だったのです。それぞれの学校を少しずつ見させていただいて、それなりに対策を本当に工夫されてとられたかなと思うのですけれども、その3つの小学校の、特に暑さ対策みたいなところで実際にどうだったのか、どんな感じだったのかというようなことをお聞かせ願えればと思っております。

以上です。

○【**是松教育長**】 それでは2つご質問いただいておりますが、まず連休明け後の学校教育現場の状況についてということで、小島指導主事、お願いします。

○【**小島指導主事**】 私のほうからご報告をさせていただきます。小学校につきましては、4月に入学した小学校1年生が連休明けて、あと学校によっては先週末に運動会がありましたので、大きな行事を1つ迎えたということになります。その中で、やっとなれてきたということが正直ありまして、学校のほうにも確認したのですけれども、やはり運動会前のところは気持ち的なところも……の中で一生懸命頑張ったという気持ちがあって、その切りかえの部分で今週というところが大事になってくると思うのですけれども、おおむね学校のほうとしては、非常に落ちついて学習には取り組んでいるという報告を受けております。

○【**是松教育長**】 よろしいですか。

○【**山口委員**】 はい、結構です。

○【**是松教育長**】 それでは、教育活動における暑さ対策についてということの質問です。

武内指導主事。

○【**武内指導主事**】 真夏日が続く中での運動会でした。各校それぞれに熱中症対策を行い何事もなく本当によかったです。今回、管理職から、地域や保護者の方がとても協力的で、改めて皆様のありがたさを感じました、という声を多く聞きました。

暑さ対策として各校共通していたのが、学校メールの配信、熱中症対策のお便りの配布、当日の体育館・教室・特別教室の開放、校庭の水まき、水分補給の小まめな呼びかけです。

他にも、各校それぞれ対策をしていました。競技が終わるごとに、校舎に児童を入れて体調チェックを行ったりミストシャワーを設置したり、クーラーボックスを各クラスに1つ用意して氷を入れてタオルを冷やして児童の首とか頭を冷やして、これは育成会やPTAの協力のもと行っていたようです。

他にもプログラムを変更したり、1時間ごとに測定器を使って暑さ指数をはかって随時対策を考えていたり、児童席にテントやシートを張って日陰をつくったりというような対策をしていました。

以上です。

○【**是松教育長**】 よろしいでしょうか。山口委員。

○【**山口委員**】 運動会を私も3つ駆け足で回ったものですから全部は見なかったのですが、それぞれ

工夫して、運動会で求められているものですよね。いわゆる教育目標というのですか、そういうものがある程度得られるように短縮をしたりとか休憩を入れたりとか、さまざまな工夫をしながらも得られる目標をそれぞれの学校は達せられたのかなということで、今の報告を聞きながら思っていました。

あと、ミストシャワーみたいなものも、テレビニュースで見ても結構いろいろな学校がやっていたのですけれども、国立も2校ほどでやっていたと聞いて、そういうのが今後、本当に必要になってくる時代なのか、根本的な暑さ対策をもっと考えなければいけない、気候が変動していつてしまうのか、さまざま考えさせられた部分です。

あと、多分報告があると思うのですけれども、体育館への冷房の設置を進めていくみたいなこともあるかと思うのですが、そういうこともあわせていろいろ考えていく必要を改めて思いました。

○【宮崎教育次長】 済みません。体育館への中型冷風機の設置でございますけど、先週、中学校には各4台、小学校には各2台、こちら納品が済んでおります。その中で、第六小学校においては、体育館も、保護者等に開放しておりましたので、その中で実際に稼働させて、相当な冷気が出てきますので、非常に有効であったというお話を、実際にその現場を見てきた方、別ルートで私のほうにもお話が来ているところでございます。

今後は、そういうところを活用しながら、さらには計画しております中学校体育館、まず一中、二中における体育館エアコンの設置。それ以降は、プラス2年間かけて小学校でも含めた体育館のエアコン設置を進めていくというところでございます。

気候変動と言っているのかわかりませんが、近年、猛暑あるいは豪雨さまざまな状況がありますので、そういったところに適切に対応していけるような準備を、教育委員会として学校と連携してしっかり行っていきたいと考えてございます。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【操木委員】 ちょっと関連して。

○【是松教育長】 操木委員、どうぞ。

○【操木委員】 運動会に私も行かせていただいて、今、言っておりましたミストの利用だとかテントを用意していた学校もありましていろいろ工夫をしていて、そういった情報は、後で実際に行ってみたりとか、こうやって情報を収集してわかるのですけれども、例えば、この日は3つの、四、六、七小が運動会をやるのが事前にわかっていて、お互いにこんなことを工夫しようとかいろいろ考えていたと思うのです。そういった情報の把握みたいなのは、教育委員会はどうされてきたのですか。事後もとても大事なのですけれども、事前に四小さんはそんな工夫をやるみたいですよとか、六小に情報を流してあげたりとかすると、お互いにいい工夫が共有できていいかなということをやっと感想として申しました。以上です。

○【是松教育長】 宮崎教育次長、よろしいでしょうか。

○【宮崎教育次長】 国立は、小学校8校、中学校3校と大変コンパクトな地域ですので、校長間の連絡もすごく密に取り合っていますので、先日校長会があった後に、そのような情報交換を当該の学校間でやって、その時点でミストを入れたのは七小だったのですけれども、さすがにその後同じことをやるには期間が短かったということなので、ちょっと七小の様子を見て、多分今後はそういった取り組みもふえていくのかなとは考えています。

七小は四小の取り組みを見てテントを児童席にと考えたのですが、間に合わなかったのでブルーシートを張ったというところもありますので、相互の情報交換は密にしているところであります。

○【是松教育長】 よろしいでしょうか。では、ほかにご意見、ご感想ありますか。

猪熊委員、お願いします。

○【猪熊委員】 私も運動会を見させていただきまして、そういった暑さ対策もいろいろ施されていて、先生たちも、地域の方や保護者の方もみんな協力して、何とか無事に運動会をとる感じがどこの学校でも見られました。

児童たちもきびきび動いて、入退場をきびきび走って退場して行ったりとかして、時間を長引かせないようにしようとか、先生たちも声かけをきっちりされて、基本的な対策もちゃんとされていて、もちろん暑いのですが、見ていてすがすがしい運動会だなという感じがする会になっていたのではないかなと思いました。

あと、運動会ではなくその前の週に、八小と五小で、八小祭り、五小祭りというのが開催されていて、そちらのほうも見にいったのですが、子どもたち、やっぱりお化け屋敷みたいな暗闇がとても人で、両校ともとても長い列ができていて、私は一度ものぞけなかったのですが、きっと楽しいのだろうなんて思いながら見てきました。

体育館は、アスレチックのようなものがすごく広く使って組まれていて、小学校は1年生から6年生までいるので、小さい1年生、低学年でも楽しめるようにとか、あと、低学年だとちょっと難しいなというときには、手をつないであげたりとか、お互いすごく思いやりが持てるような出し物も多かったので、非常によかったなと思いました。

運動会は、このあと二中が今週末に、小学校の5校は9月にあると思いますので、そのころもきっとまた暑いと思いますので、先ほどの情報共有じゃないのですが、ミストとかはどこかの学校に貸したりとか、何か情報共有して楽しく運動会ができるようにしていけたらいいのかなと思いました。

以上です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかに、いかがでしょうか。

○【操木委員】 済みません。5月16日に教育施設等を視察させていただいたのですが、1日。非常に各施設、市民の皆さんのために活用していただくという工夫が見られて、私は感動しました。図書室もそうですし、公民館もそうですし、給食センターもそうですし。子どもたち、市民の皆さんのためによりよい施設運営をしようという意気込みといますか、感じました。

その施設をさらに皆さんに知っていただく、活用していただくようにPRをされていると思いますけれども、なお一層のPRをしていただけるとありがたいなと思いました。本当に私、うれしく思いました。ありがとうございます。感想です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。それでは、皆さんからご意見、ご感想をいただきましたので、次へ移らせていただきます。



○議題（2） 報告事項1） 公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業報告及び決算について

○【是松教育長】 それでは、次に、報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業報告及び決算についてに移ります。

くにたち文化・スポーツ振興財団高橋事務局長、ご報告のほうをよろしくお願いします。

○【高橋くにたち文化・スポーツ振興財団事務局長】 どうも皆さん、こんにちは。くにたち文化・スポーツ振興財団の事務局長の高橋と申します。それと総務課長のササキでございます。よろしくお願いたします。

着座で説明をさせていただきます。本日は、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度の事業報告並びに決算をご説明させていただきます。なお、本事業報告並びに決算につきましては、去る5月15日に開催いたしました財団の理事会に提案をし、ご承認いただいておりますけれども、評議委員会につきましては30日、あさつてに開催予定でありますので、現段階では決算についての評議委員会の承認はこれからという状況でございます。

まず初めに、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団平成30年度事業報告についてご説明を申し上げます。事業報告書の1ページをお開きいただけますでしょうか。

まず初めに「事業の概要」ということで、平成30年度は5行目以降にございます白丸の3点を重要課題として位置づけたところでございます。

まず1点目としては、芸術小ホールの関連となりますけれども、地域の芸術活動団体、組織、大学等との連携の推進。また、劇場法の趣旨に沿った公共ホールの運営ということでございます。

2点目は郷土文化館の関連ですけれども、考古資料の展示や講演会の充実など、国立を学ぶ機会を多角的に展開すること。また、「城山さとのいえ」と連携し、市民との協働を主体とした事業の実施をすることでございます。

3点目といたしましては総合体育館の関連で、小学生対象の事業の実施。また、高齢者向け健康づくりのスポーツ普及への取り組みでございます。

これらの3点を重要課題として、平成30年度では事業を実施してまいりました。それでは、実施事業についてご説明をさせていただきます。

初めに、I、公益事業の1、芸術小ホールについてでございます。まず館内利用者数ですが、目標の3万4,000人に対して5万7,758人の利用がございました。ここに関しましては、前回の教育委員会で山口委員からご質問があつて、2019年度の事業計画と実際の実績はどうかというご質問がありましたけれども、ここがその答えということになりますので、2019年度の目標は、6万8,000人と見ていまして、30年度の実績が5万7,758人ですので、そういう結果に30年度はなっていますということです。この見込みが3万4,000人ですけれども、それよりも平成30年度で実績が多かった理由でございますけれども、平成30年度の目標を立てるときに、外壁改修工事等があるということから、利用制限を通常の年間の約半分程度になるのかなということ想定をして目標を立てました。ところが、実際は、例えば丸一日閉館をしまふということがあまりなく、一日の中で午前とか午後の利用が可能であればということの日が多かったということによるもので、実際の目標より実績のほうが上回っているということでございます。

まず、ア「芸術文化事業」でございますが、芸術環境創造事業9、芸術振興事業13、その他の事業8、合計30事業を展開いたしました。主催共催別では、主催を20、共催を10事業実施したところでございます。

また、2018年の2月から8月に、外壁改修工事等に伴い施設の利用制限を行ったことから、それによる事業の実施、それから事業収入に影響を受けたという状況がございました。

具体的な事業といたしましては、8ページから11ページのほうに記載をさせていただいておりますので、そちらでご説明をさせていただきます。

まず、8ページをお開きいただけますでしょうか。(ア)芸術環境創造事業では、①教育、福祉、まちづくり連携による地域貢献事業として、番号の1、2及び9になりますけれども、2018年3月に実施をした第2回のアートビエンナーレ事業について、報告書の作成、ホームページのアーカイブ化、次回に向けてのアンケート調査等を実施いたしました。また、専門家を交えた懇談会や、くにたちトークグラウンド「C

r o s s C h a t」などを開催し、今後のアート事業の方向性を検討したところでございます。

次に、番号3になりますけれども、一般財団法人地域創造の支援プログラムとして実施をした、公共ホール現代ダンス活性化事業で、ダンサーまた振付師でもございます東野祥子氏をお招きして、一般向け及び子どもと大人向けのダンスワークショップを行いました。その中では、中学校特別支援クラスや適応指導教室の生徒なども参加し、地域、福祉、教育との連携を推進したところでございます。

次に、番号4になりますが、たちかわ創造舎に拠点を置く地域の劇団シアター・オルトによる、親子で楽しめる◎シアター及123シアターとして、「ハーメルンの笛吹き男」「星の王子さま」「おやゆび姫」を実施いたしました。

②学校教育との連携事業では、番号5「Meet the Artists」では、国立八小の5年生に、美術作品の見方・楽しみ方、西児童館では、女性4人の打楽器アンサンブルによるパーカッションコンサート。それから、国立八小4年生に、太鼓芸能集団「鼓童」のメンバーによる「鼓童がクラスにやってきた」など、さまざまなジャンルのアーティストを学校や地域に派遣し、芸術を身近に感じ親しんでもらうための事業を実施したところです。

番号7「パフォーマンスキッズ・トーキョー」では、コンテンポラリーダンスユニットかえるPと子どもたちが、9日間のワークショップでオリジナルの舞台作品をつくり上げ、最終的には公演を行ったというところでございます。

③地域の芸術文化資源を活用したまなび事業では、番号8になりますが、昨年度に引き続き市民一芸塾を実施し、文章教室、植物画、水墨画などの講座を行いました。

次に、(イ)芸術振興事業では、①芸術文化の創造事業として、番号10、打楽器奏者加藤訓子氏によるリサイタルや若い打楽器奏者によるミニコンサート、ワークショップなど複数の企画を取りそろえた「inc. percussion day 2019」、また、番号12、今回で3回目になりますが、多和田葉子「複数の私」では、国立市出身の芥川賞作家多和田葉子氏の戯曲「動物たちのバベル」を公募による18名の市民も含め、川口智子氏による演出で公演を行いました。

番号13、劇団うりんこ「ともだちや」は、国立ゆかりの降矢なな氏作画の絵本「ともだちや」を原作として、親子で楽しめる舞台公演を開催したところです。

次に10ページになりますけれども、②芸術文化の継承事業では、番号14「フレッシュ名曲コンサート」で、良質なクラシック音楽に気軽にふれていただく場として、東京都歴史文化財団との共催で「オーボエ・デュオリサイタル」を開催いたしました。

番号17「芸小シネマ」では、90歳と87歳の高齢者夫婦の生活を描いた映画「人生フルーツ」を、「6.27劇場音楽堂の日」にちなみ無料上映するとともに、市の高齢者支援課と連携して、健康相談コーナーの設置等も行いました。

③創客、利用拡大事業では、番号21、無料で入場制限のない音楽鑑賞事業として、月1回芸術小ホールのロビーで行う「ランチタイムコンサート」や、番号22、あいているホールを活用して利用拡大を図るため、「ホールとグラウンドピアノのシェアプログラム」を実施いたしました。

(ウ)その他の①自主事業、連携事業企画調査といたしましては、各種講座、研修への参加。②実行委員会参画事業では、ことしもくにたち音楽祭、吹奏楽フェスティバル、ファミリーフェスティバル等を実施いたしました。

それでは続きまして、お手数ですが3ページのほうへお戻りいただけますでしょうか。7行目からのイ、芸術小ホールの「指定管理事業」ですが、平成29年度と比較して利用件数で12.6%減の1,122件。収入額

で5.1%増の1,581万1,750円となりました。利用件数の減は、外壁改修工事等による貸し出しの制限によるもの。また、利用料収入の逆に増は、これも外壁改修工事等によるものなのですが、利用料は予約と支払いが6カ月前になることが多いことから、貸し出しコマ数の減少が、その前年度へ影響してくるので、平成29年度は減っていて、30年度はふえるという状況になって、増になっているものでございます。

芸術小ホールは、施設設備の老朽化による修繕は年々増加傾向にあり、指定管理者として、少額修繕は対応を行ってきているところではございますが、今後につきましても100万円以上の大型修繕については市と調整をし、計画的に進めていく必要があると考えております。

続きまして、3ページ中段からの2の郷土文化館の事業でございます。館内利用者数は、目標2万5,000人に対して、実績は2万2,066人でございます。これは2019年度の目標も2万5,000人と設定しているところです。自主事業38、共催事業4の合計42事業を実施いたしました。事業内容別といたしましては、常設展示事業が4、企画展示事業が4、資料収集調査研究事業が9、講座事業が11、市民の参加体験事業として、郷土の伝統文化をまなぶ体験事業が11、郷土の自然環境をまなび体験する事業が3となっています。こちら具体的な事業につきましては12ページから15ページまでに記載しておりますので、申しわけないですが12ページをお開きいただけますでしょうか。

まず12ページの番号5「春季企画展ミニ美術展『関頑停ー谷保から国立へ』」では、白寿を迎えた関頑停氏の、国立市所蔵の作品を中心に紹介するとともに、同氏の文化活動や全国にある作品もパネル展示をいたしました。

また同時期に、市内のたましん歴史・美術館においても99歳の彫刻家関頑停が開催され、そちらとコラボ企画となり非常にご好評をいただいたところでございます。

番号7「秋季企画展『本田家と江戸の文人たち』」では、国立市教育委員会と共催で、本田昂斎を中心とした本田家の文人の側面をクローズアップし、市川米庵や谷文晁など江戸の文人や多摩の人々との交流を紹介いたしました。

下段のほうになりますが、③講座事業では番号18から20で、「歴史講座くにたちの古文書を読む」を3回開催し、これもご好評いただいたところです。

次に14ページのほうになりますが、番号25、26で、先ほどの秋季企画展「本田家と江戸の文人たち」の関連企画として、「谷保・本田家をめぐる江戸の文人ネットワーク」「多摩の在村文化と本田家」の2回の講演会を開催し、多くの方にご参加いただきました。

それでは、申しわけないのですが、4ページのほうへお戻りいただけますでしょうか。4ページの上から7行目ほどのところ。イ、郷土文化館の指定管理事業でございますが、入館者数としては2万2,066人で、平成29年度と比較して2,123人、10.6%の増。また、古民家では7,033人で5,413人、43.5%の減となりました。公民館の減に関しましては、5カ月間の屋根のかやぶきの工事によるもので、その閉館による影響でございます。収入面では、利用料収入として3.3%減の122万2,000円。事業収入では92万6,500円、15.7%の減となっています。これは平成29年度では市制施行50周年を記念して刊行した写真集「くにたち あの日、あの頃」の売上げが大きかったことによるものでございます。

続きまして、3「市民総合体育館事業」でございますが、館内利用者数は、目標21万人に対して実績は21万2,581人でございます。ここに関しまして、2019年度の目標は21万人と置いております。(ア)スポーツ及びレクリエーション活動の振興事業、市民が参加及び体験する事業ですが、自主事業が18、共催事業が4、他組織への協力事業が2の合計24事業となっています。こちらに関しまして、実施事業の詳細につきましては16ページから19ページに記載させていただいておりますので、16ページのほうをお開

きいただけますか。

実施事業といたしましては、ほぼ例年どおりとなっていますが、特に子ども向け事業といたしましては、18ページのほうにありますけれども、18ページの番号10から12が親子向けの事業。番号13から20までが主に小学生向けの事業でございます。このうち、番号17の「小学生初心者水泳教室」は、二小、三小、四小、六小、七小の5校で実施をし、全体で1,450名の方に参加をいただきました。

また、新規で番号20「小学校体力テスト対策事業」を、第一小学校の協力を得て実施いたしました。第一小学校の3、4年生を対象に実施をし、両学年とも前例を上回る成績となっています。

次に、お手数ですが4ページのほうへお戻りいただけますでしょうか。4ページの下の方ですが8行目のところ、イ、総合体育館の指定管理事業でございますが、南プラザを含む総合体育館利用者数では、平成29年度と比較すると、個人利用では3,702人、3.1%増の12万4,813人。団体利用では1,796人、2.2%増の8万5,165人となりました。体育室のほうは、個人利用が0.9%、団体利用が1%の微増。トレーニング室は2.2%の増。室内プールは、個人利用が2,127人、7.2%の増。団体が2,635人、21.5%の増となりました。グリーンパスの利用者は3万3,551人で、853人、2.5%の減となっています。

また、平成28年度から体育館利用促進策として無料利用券を発行しておりますけれども、5ページの頭になりますが、延べで4,987人の方にご利用いただきました。利用料収入では52万445円、1.5%増の3,528万2,705円でしたが、うちグリーンパスの利用者の方からの収入が503万2,650円でした。

有料公園施設等の利用状況ですが、テニスコートの利用率は85.1%。野球場の利用率が60.7%。サッカー場の利用率が51.9%で、利用料収入としては5万250円、0.3%増の1,938万1,800円でした。

なお、利用率の出し方として、今年度から算定の分母から、雨のため利用できなかった時間を除外して計算をしていることから、前年度と比較して利用率はアップしているという状況でございます。

なお、3館のさらに詳しい利用状況等については、24ページから31ページに利用料収入、利用状況等のデータを掲載させていただいておりますので、それは後ほどごらんいただければと思います。

次に5ページをお開きいただいて、5ページの中段からですが、4「共通公益事業」のアとして、市民のさまざまな団体の育成を行うということから、助成事業を展開いたしました。10団体に対して120万5,000円の助成をいたしました。また、引き続き広報紙「オアシス」の発行、さらに、2018年10月にホームページのリニューアルを行い、情報提供の充実を行ってまいりました。広報紙「オアシス」とホームページに関しての詳細については、20、21ページへ掲載させていただいております。

続きまして、5ページの下段から6ページのほうになりますが、Ⅱ「収益事業等」でございます。これまでと同様にチケットの販売事業、飲料水、水等の販売、体育用品の販売などがございました。

6ページの中段になりますが、その他の事業として、幼稚園、学校等への卒業式、敬老大会や成人式などの施設の貸しつけを行ったところでございます。

最後にⅢ「法人管理事業」でございます。理事会を3回、評議員会を3回、中間監査、決算監査を各1回開催いたしました。

以上で、平成30年度の活動でございますが、8ページから各事業の内訳となります。先ほどご説明させていただいておりますが、8ページから21ページまでが、自主・共催事業となっておりまして、24ページから31ページまでが指定管理事業の状況となっています。また、32ページから35ページまでが、理事、監事及び評議員の名簿と、理事会、評議員会、監査の開催実績になっています。

なお、ページをちょっと戻って申しわけないのですが、22ページ、23ページをお開きいただけますでし

ようか。ここに、各館及び総務課の内部の評価というか、平成30年度の評価を掲載させていただいておりますので、そちらをご説明させていただきます。

まず22ページのほうですが、芸術小ホールに関しては、事業についてはおおむね計画どおりの実施ができた。ビエンナーレ事業については、次回実施に向けての調査・分析を行ったこと。それから、さらなる集客についてSNS等多様な情報発信が必要であること。外壁改修工事等は終了いたしました。施設の老朽化は進んでおり、今後も対応に予断を許さない状況にあることなどを上げさせていただいております。

郷土文化館では、こちらもおおむね事業は計画どおりに実施できましたが、特に秋季企画展の「本田家と江戸の文人たち」について、資料調査と同時に図録作成や展示作業等を並行して行わなければならない、時間的に非常に厳しい状況にあったことや、本田家資料の一端を紹介できたにとどまり、今後、さらに資料の改善に努力をする必要があること。また、屋根のふきかえが終わった古民家について、「城山さとのいえ」を含めて、今後の利活用について検討する必要があることなどを挙げさせていただいております。

23ページのほうの総合体育館では、小学生の夏休み水泳教室について、今年の夏、酷暑中止ということ。それが導入されたことで、学校の中には大部分が中止になってしまったという学校もございました。それから、今後の開催に課題を抱えているということがあります。

また、多摩障害者スポーツセンターの休館により、障害者の方の利用がふえたことで、もともと施設として障害者対応が不十分であったということから、当初は多少のトラブルというか利用上の混乱もありましたけれども、現在ではおおむね問題なく利用していただいているということも挙げさせていただいております。

総務課では、広報紙「オアシス」のさらなる充実と、財源確保のための広告掲載依頼の努力の必要性を挙げています。

以上が、平成30年度の事業報告でございます。

それでは、申しわけないです。続きまして、決算の説明をさせていただきます。決算書をお開きいただけますでしょうか。

まず、お開きいただきまして1ページ目の貸借対照表をごらんいただけますでしょうか。Ⅰ「資産の部」で、1の流動資産では、普通預金が1,611万8,663円。定期預金が4,000万円になっています。定期預金は前年度と同額。普通預金につきましてもそれほど大きな差はないという状況でございます。

次に、未収金でございますが、未収金は54万1,128円で、これは3月末の利用料金の未収入額等が主なものでございます。

次に、前払い金36万6,244円で、これは主に芸小ホールと郷土文化館の事業参加者や、興行中止などに対する損害保険料になっております。販売品につきましては、体育館のバトミントンシャトルや水泳帽などの各種販売品や、郷土文化館での販売品、その他飲料等でございます。流動資産の合計が、5,935万5,399円で、前年度比で21万3,722円ほどの微減となっています。

次の2「固定資産」ですが、(1)の基本財産につきましては前年度と変化はございません。(2)特定資産は、2万5,000円の増となっていますが、これは寄附によるものでございます。(3)その他の固定資産では、決算書の9ページに明細がございまして、300万円以上のリース物件でございまして、南プラザ筋肉トレーニング機器一式がワゴン車、総合体育館のコードレスバイク一式でございます。

体育館の筋肉トレーニング機器一式や郷土文化館収蔵品管理システム一式、芸小ホールの施設受付システム一式は、平成29年度で償却が終了したことなどから、676万8,399円の減となっています。

次に、Ⅱ「負債の部」、1「流動負債」でございますが、まず未払い金4,457万3,239円でございますが、

これは主に、指定管理料の精算返還金。それから3月分の委託料、嘱託委員報酬等となっています。前受け金は、芸術小ホールチケット代金や体育館の事業参加料、広告料収入など188万4,870円となっています。2の「固定負債」は、資産の部のリース資産と同額が記載されています。負債合計は、5,122万2,997円で、資産合計から負債合計を引きますと、下から2行目の正味財産合計になるのですが3億2,407万8,558円になります。

Ⅲ「正味財産」の部ですが、寄附金2万5,000円を指定正味財産の特定資産に充当したことから、指定正味財産が2万5,000円の増。一般正味財産は増減がなかったことから、正味財産の合計は、先ほどの3億2,407万8,558円となっています。

次に2ページ、3ページをお開きいただけますでしょうか。正味財産増減計算書ですが、前年との比較を中心に説明をさせていただきます。

I「一般正味財産増減の部」1「経常増減の部」で、(1)の経常収益でございますが、7行目ほどのところがございます事業収益の内訳の1行目「自主・共催事業収益」でございますが213万1,242円減少しております。これは主に、芸小ホールが4月から8月まで外壁改修工事等を行った利用制限があったことで、自主事業の開催が減ったことによる減少となります。2行目の「国立市指定管理料収益」が114万7,000円増加しております。この増でございますが、主に体育館に関するものでございまして、夏季のプールの1時間延長に関する経費と、第一体育室の冷房運転の増加、それに対する指定管理料の補填分が増ということになっています。次の行、「利用料金収益」は137万2,905円の増となっておりますが、これは先ほど説明いたしましたように、芸小ホールの利用料金収入がほぼ通常年度ベースに戻った増と、体育館の利用料金増によるものでございます。

次に、利用料金収入より4行ほど下の「国立市補助金収益」でございますが、1,200万円の減となっております。これは平成29年度にあった芸術小ホールのビエンナーレ事業、郷土文化館の石棒展に対する補助金なくなったことによるものでございます。その3行下、受取寄附金が325万6,224円減の20万円となっております。減の理由でございますが、平成29年度においてビエンナーレ事業についてご寄附いただいたものが、177万5,000円。指定正味財産の取り崩し分が168万1,224円あったことによるものでございます。また、当年度の20万円。これは平成30年度でご寄附いただいた分ですが、ビエンナーレの彫刻展の受賞作品の紹介冊子の作成に使用させていただきました。太線で囲まれた経常収益の合計が、4億1,784万6,416円となりまして、前年度より1,499万6,672円、3.5%の減ということになっています。

それに対しまして、(2)の経常費用のほうでございますが、2ページの中段からになりますが、事業費が昨年度より2,526万5,578円、5.9%ほど減少して4億182万8,452円となっております。今回の減少につきましては、先ほども言いましたけれども、主にビエンナーレと石棒関連の事業がなかったことが大きなものとなっております。

事業費個別の科目によって増減がございますが、比較的増減額の大きなものについてご説明をさせていただきます。事業費の初めにごございます報酬ですが、202万6,673円の減となっておりますが、これはビエンナーレあるいは石棒関連の事業がなかったことによる報酬の減でございます。また、その次の行の「給料手当」134万4,990円の増となっておりますが、これは本田家関連等で学芸員の時間外の増とプロパー職員の昇給によるものでございます。

次に7行下のほどにごございます「消耗品費」ですが、264万7,936円の減となっておりますが、これもビエンナーレの彫刻展、Play me I'm yoursなどがなかったことによる減となっております。その次の印刷製本機ですが345万9,399円の減となっておりますが、これに関しましても、やはりビエンナーレ、石棒関連の

チラシやパンフレットの作成がなくなったことによるものでございます。2行下の「高熱水料費」377万7,690円の増でございますが、これは主に体育館の第一体育室のエアコン使用の増によるものが大きなものとなっています。5行ほど下の手数料236万8,875円の増はPlay me I' m yours でイギリスのルーク・ジェラム氏側に支払ったライセンス使用料がなくなったことによるものでございます。

次の「租税公課」168万500円の増は、主に消費税の増と収入印紙税の増によるものでございます。2行下の支払い助成金283万5,400円は、ビエンナーレ彫刻展作品制作助成金がなくなったことによるものでございます。次の行の委託料1,227万4,728円の減は、これもビエンナーレの野外彫刻展、それからPlay me I' m yours 及び石棒企画展の委託料がなくなったことによるものでございます。2行ほど下の賞金費240万円の皆減につきましてもビエンナーレの賞金がなかったことによるものでございます。

その次の、減価償却費241万4,853円の減は、芸術小ホールの施設受付けシステム、体育館トレーニング機器等の減価償却が終了したものによるものでございます。

次に3ページになりますが、管理費に関しましては、全体としては大きな増減はございませんでしたが、10行目ほどにあります印刷製本費の30万円の皆減は、財団設立30周年記念誌の発行がなかったことによるものでございます。そこから6行ほど下の返還金でございますが、返還金全体としては1,075万3,651円増の1,203万5,362円となりました。補助金に関しましては、事業がほぼ予定どおり進んだことから53万1,360円の返還。また、指定管理料につきましては、利用料収入が増加したこと、減価償却費が減少したこと、消耗品費、印刷製本費、委託料などが減少したことなどから、平成29年度よりも1,021万598円増の1,149万768円となりました。

3ページの下から13行目、Ⅱ「指定正味財産増減の部」では、平成30年度でビエンナーレ事業がなく、寄附金や振りかえが少なかったこともあり、前年度と比較すると科目ごとでは増減がございましたけれども、最終的には下から2行目の指定正味財産期末残高にありますように、平成30年度でご寄附をいただいた2万5,000円分が増になり、3億1,254万5,668円となりました。

最終行のⅢ「正味財産期末残高」では、先ほどと同じように2万5,000円増加いたしまして、3億2,407万8,558円となり、これは貸借対照表の正味財産合計の金額及び増減と一致をしております。

次に、4ページ、5ページ。これは会計別の正味財産の増減計算書となっております。公益目的事業会計の経常収益計と経常費用計ですが、それぞれ4億252万7,625円と同額でございます。収支相償という状況になっています。また、公益目的事業費は、全会計のうちの96.4%ほどになっています。また、遊休財産、これは一般正味財産のことで、5ページの下から14行目「一般正味財産期末残高」の合計になりますけれども1,153万2,890円ということで、公益事業総額4億252万7,625円を越えておりませんので、これに関しましては公益法人上の基準をクリアしているという状況でございます。

次の6ページ、7ページは、正味財産増減計算書の内訳表となっておりますので、ごらんいただければと思います。

その次の8ページからは、財務諸費に対する注記でございます。まず8ページの2「基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」で、当期増加額としては22万5,000円、減少額として20万円を計上しておりますけれども、増加額は寄附によるもの、減少額はアートビエンナーレ彫刻展の冊子作成に20万円を充当しております。当期末残高としては3億1,254万5,668円となっています。

9ページの4「固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高」は、リース資産として6点計上しておりますけれども、平成30年度中に償却が終了したものが3点となっています。南プラザ、筋肉トレーニング機器一式、総合体育館コードレスバイク一式等3点を計上させていただいています。

12ページのほうは財産目録になっています。貸借対照表の科目について、それぞれの資産、負債の額がどのような目的でどこに保管されているかを記載させていただいています。いずれも公益目的財産として位置づけ、運用益は公益目的事業の財源として使用しております。また、その後に、監査報告書をつけさせていただいています。

平成30年度の事業報告、決算についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 感想ですけれども、今、報告なので1年間の報告をまとめていただいてありがとうございます。さまざまな事業をやられているのが改めてわかりました。改修工事等とか、障害者のスポーツセンターの改修工事といろいろな要素がある中で、さまざまなご体験を積んで取り上げてるようなことも若干聞かしてよかったですと思います。決算も順調ということで。感想でございます。

○【是松教育長】 操木委員。

○【操木委員】 同じく、本当に工事等いろいろある中でご苦労があったことと思いますけど、本当にご苦労さまでした。

1つお聞きしたいのは、事業報告書の12ページ、13ページのところの郷土の歴史、民族及び自然環境等に関する資料の収集、保管、展示、普及のための事業の中の③番の講座事業18、19、20が好評だったというお話だったのですけれども、人数的に15、23、21。これは目標数とか期待数とかがいるとどれくらいの感じになるのでしょうか。

○【是松教育長】 高橋事務局長

○【高橋くにたち文化・スポーツ振興財団事務局長】 目標自体は、これどのくらい集めるかというのは立ててなかったのです。ただ、内容が意外と専門的なので、正直に言うともっと少ないかもしれないと想定していたのですが、そういう意味では、例えば「本田覚庵の医療記録を読む」も23人であるとか、その次の21人は、正直に言う想定よりは多かったかとは思っています。

ただ結構、講座を担当した者から聞きますと、意外とこういう古文書を読む方はマニアックと言っはいけないのかもしれないのですが、非常にあっちこちの、国立だけではなくてほかの他市なんかの講座にも参加させていただいている方が多いらしくて、実際に国立に来られた方でも、ほかのところへも行っているという方もいらっしゃったと聞いております。

○【是松教育長】 よろしいですか。

○【操木委員】 はい。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

私のほうから1点だけ。ビエンナーレ事業なのですけれども、アンケート調査と分析を行ったということなのですが、その結果と次回に向けてどういう方向性になっていくのかというところがやっぱり一番気になるところです。ご報告いただければと思います。

高橋事務局長。

○【高橋くにたち文化・スポーツ振興財団事務局長】 ビエンナーレに関しましては、先ほどもちょっと説明させていただいたのですけれども、市民からアンケートを取ったり意見を聞いたりというのを何回かやったのですけれども、正直、彫刻展に関して6割くらいの方の反対というか、あまり賛成できないという意見はありました。

我々としては、アンケート自体の内容がかなり、結果はバイアスがかかっているアンケートだなと思っ

ています。恐らく無作為抽出で聞けば、そんなに多くは出てこないだろうとは思っています。ただ、やはりそういう意見が出てくるということから、第2回目は桜通りでやったので、桜通りのちょっとスペースが狭かったというのがございまして、今のところ彫刻展に関してはまだはっきりしませんが、どうしようかという段階で、逆に、ビエンナーレの関連事業としてやったPlay me I' m yoursというピアノを市内の10カ所に置かせていただいて自由に弾いていただける事業に関しては非常に好評ということがありますので、Play me I' m yoursはぜひ進めていきたいなとは思っています、こちらも内部的にその方向で進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

それでは、報告事項1、公益財団法人くにたち文化・スポーツ振興財団の平成30年度事業報告及び決算についてを終了いたします。

高橋事務局長、ササキ課長、ご報告ありがとうございます。

○【高橋くにたち文化・スポーツ振興財団事務局長】 どうも失礼いたします。



○議題(3) 議案第30号 国立第二小学校改築マスタープラン案について

○【是松教育長】 それでは、次に、議案第30号、国立第二小学校改築マスタープラン案についてを議題といたします。

古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 それでは、お配りしております資料「国立第二小学校改築マスタープラン案」につきまして、ご説明させていただきます。

まず1ページをお開きください。マスタープランの概要になっております。1の「計画の背景と位置づけ」の最後の段落に記載がございますように、第二小学校の設計につながる新校舎の基本的な構想・計画として、学校づくりの理念ですとか平面計画案をまとめたものになります。

続く2になりますけれども、このマスタープラン案を作成するに当たりまして、2ページ、3ページにございます学校長を初めとしまして、学校関係者ですとか保護者、地域の方々、それから識者とともに連絡協議会を設置いたしまして、右側3ページにございますように、10回にわたる意見交換を行って、その結果の報告を受けております。本マスタープラン案は、その報告をもとにいたしまして、市としましても方針、計画を示すものとなっております。

4ページから19ページは、敷地の状況を始めとしました現在の二小の状況を確認したパートとなっております。

20ページをお開きください。ここ以降がマスタープラン案の内容を示す部分となっております。まず大きな考え方として学校づくりの理念を掲げております。「～つづく つながる～ 夢を育てる学び舎」という理念になります。二小の伝統をつなげ、それから地域も児童も先生もつながり、それによって未来へ向けて夢を育てる学校としたいといった思いを込めています。

また、下の「目指す学校づくり」ですけれども、ソーシャル・インクルージョンを初めとしました学校改築のモデルケースとして、そういった視点を三点、記載しております。

続きまして、お隣の21ページをご説明させていただきます。先ほど申し上げました理念を実現するために、5つのコンセプトをこちらにある花びらの中に記載があるようにまとめております。このコンセプトをもとに、より具体的に実現したいイメージと具体的な計画骨子を作成しております。

続く 22 ページの A 3 の部分です。ここでは、その体系を図にしてあらわしておりますけれども、右にいくほど具体的なものになっております。簡単に見方だけご説明させていただきますと、赤色の 1 「学びを生みだし共に育ち学び合う」というコンセプトでは、その右側の白丸にあるように、「みんなの夢を育てる学校」や、最後の「すべての子どもが共に学ぶことができる学校」といったような、より具体的な考え方を定め、「実現したいイメージ」の欄にありますように、それを設備や空間に対応させまして具体的な計画方針として、普通教室などの計画に反映してございます。

23 ページ以降の部分は、主だったものを中心にご説明をさせていただきます。

まず 23 ページをお開きください。23 ページの「学びを生みだし共に育ち学び合う」のコンセプトに該当する部分になっております。具体的な考え方としては、白丸の 4 つで、コンセプトのより詳細な考え方を示しまして、その下のリード文でその内容を記載しております。どれも大事なものではあると思っておりますけれども、2 つ目の「子どもが学びを生み出す、子どもが主役の学校」、そちらでは変化する社会環境に対して、みずから学びを生み出して切り開くことができるようにしたいと。こういったことですか、3 つ目と 4 つ目、一見かぶるようなのですけれども、3 つ目は地域を含めて集うことで多様な体験をし、大人も子どもも学び合えるというような視点でございまして。4 つ目は、障害のあるなしに関わらず学ぶことができる学校。そういったことで整理をしております。これらをさらに具体的に空間に落とし込んでいるのが、24 ページの「実現したいイメージ」となっております。こちらは設計につながるような視点で記載したものが 25 ページから 28 ページまでの計画方針となっております。ここでは、普通教室、特別支援教室、特別教室、それから図書室を初めとしました特別教室ですとか、職員室などの管理諸室など、こういった部屋別に分けた計画案を作成しております。

続く 2 です。29 ページ以降になりますけれども、二小の豊かな自然をベースとしたコンセプトですとか、計画方針を記載しております。自然を学習や豊かな心につなげること。それから、二松といったシンボルツリーや既存樹木の考え方を示しています。

1 枚お開きいただきまして、31 ページをごらんください。3 番の「世代を超えて伝統を未来へつなげる」のコンセプトでは、これまで二小が培ってきました伝統ですとか活動、それから重厚な正門など、こういったものへの方針ですとか計画を記載しております。安全を前提としまして正門の形を継承するですとか、運動場や共用部などの計画方針や、地域開放でお祭り、運動会などの施設整備などの考え方を記載しております。

次の 4 つ目のコンセプト、34 ページになります。ここでは主に、地域とともに開かれた学校という視点での方針または計画になっております。①の体育館、それから校庭などに加えて、特別教室まで含めた地域への開放ですとか、④の敷地のセットバックによる歩道拡幅への考え方ですとか、ちょっと戻りますが②の周辺にございます公共施設の複合化についての考え方を示しております。

続きまして、次の 36 ページの 3 つ目のコンセプトをご説明させていただきます。防犯ですとか災害時の安心安全についてふれております。防犯面では①にありますように、施設、それから整備、施設整備場、そういった上での安全の確保に加えて、複合化ですとか地域の活動を前提としまして、人々の目が安全をつくるとしております。

また 38 ページ、39 ページにありますけれども、こちらでは、これら 5 つのコンセプトに加えて共通する考え方として、プラスアルファの考えをまとめております。

今まで説明してまいりましたコンセプトなどをもとに、まず 41 ページにあります東西南北で校舎を配置してみました。その上で、40 ページにあります平面計画の基本的な考え方ですとか、これまでご説明させて

いただいたようなコンセプトに照らして検証しております。その結果、Aの北側、現在の校舎位置に新たな学校、校舎を建設するなど、Cの東側に新たな校舎を建設するのが望ましいということになりまして、42ページに続きますけれども、42ページにあります諸室の面積とか、続く43ページから46ページです。続きまして、ゾーニング諸室の考え方を前提に、残った2つの案で平面計画を行っております。

平面計画のご説明に移る前に、新たな校舎でのゾーニング、各諸室の考え方になりますけれども、これを幾つかご説明させていただきたいと思っております。

まず43ページになりますけれども、普通教室の考え方を43ページでは示しております。一番上の模式図にございますように、従来は南側に教室がずらっと並ぶ配置がされておりました、北側に廊下がある配置でございましたけれども、新たな校舎では、学年ごとにまとまりをつくりまして、学年全体での指導がしやすい配置としております。

また、右側の44ページになりますけれども、メディアセンターですが、今のPC室と図書室を分けるということではなくて一体的な形にしまして、かつ学校の中心になるような位置に配置することで、児童が休み時間などにアクセスしやすく、また集うことができる交流のきっかけなどにつながるというような配置の考え方を定めております。

こういった考え方をもとにしまして、47ページ、48ページをおめぐりいただいたところになりますけれども、この考え方をもとにしまして北側配置、それから東側配置の2つの平面計画を作成して比較をしております。その結果を、続く49ページに記載をしておりますが、東側では校庭が広く確保できるですとかイメージの一新。それから、それにつながるわくわく感。下から2つ目でございますが、回廊型になることで移動が効率的であるとか、仮設校舎の建設が不要のため費用面に加えて引っ越しの回数を少なくできるとか、仮設校舎での生活、学習環境でのメリットが、仮設校舎を使わないことでそういったメリットも大きく上がっております。

また、ここには記載はしておりませんが、複合施設ですとか特別教室などの開放を通じました地域連携のしやすさ。こういったこともありまして、東側の案を前提とした内容で取り組みを進めたいと考えております。

平面図の詳細は50ページ、51ページ2枚のA3の資料になっております。こちらのほうは、後ほどごらんいただければと思っております。

ここまでの、マスタープランの案としての内容になっておりますけれども、今後の課題ですとかスケジュール。こういったことを52ページ、53ページで示しております。

スケジュールとしましては53ページに記載をしておりますが、2019年、2020年に設計を行いまして、翌2年間、2021年、2022年に1期工事として、現在の校舎を使いながら、53ページの下にありますように、下の図です。こちらにありますように本体の1期工事を行います。その後、引っ越しを旧校舎から新しい校舎への引っ越しを行いまして、2023年に現在の校舎を解体しまして、翌年に新たな体育館を現在の校舎の位置に建設をいたしまして外構工事を行っていきたくと考えております。

最終的な工事完了は、今のところ2025年と予定をしておりますけれども、このマスタープランの平面図を含めまして、詳細な設計の中で検討しながらさらに進めていきたいと考えております。

また、スケジュールや建物、それから校庭、外構などの詳細な設定は、先ほどと同じようにこれからということになりますけれども、本案はそのための基本的な計画、それから方針を示すものになりまして、案として可決いただいた後は、市議会と文教委員会に報告するとともに、説明会やパブリックコメントなどを通じて意見を募っていきたくという考えでおります。

簡単になりましたけれども、ご説明は以上になります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 今までも何回かお聞きしたりしながら、マスタープランがいろいろできてきたなという実感を持っております。幅広く委員の方を募って、最後のアンケートも子どもたちの声も聞きながらベースにしてつくられたということで、20ページにある学校づくりの理念、次のコンセプト。それに基づいた計画が具体的に練られていてすばらしいなと思っています。

また、38ページにプラスアルファ、特にやはりこれから国立市はどんどん老朽化とともに、各学校の改築工事が進んでいきますので、その一番ベースとなるモデルになってくるプランなので、こういうふうにしかりつくっていただいたのはすばらしいと思っております。ご苦労さま。これから本番が始まってくると思いますけれども。

ただ1つだけ。マスタープランになりますので、これは国立市としての方針案の表明になると思うので、そうやってちょっと見ていくと、表紙の裏のところに出てくる座長の小林先生の連絡協議会を開催された内容とか、小林先生の思いがここに書かれていてこれはすばらしいのですが、位置的にこれは後ろになるほうが自然なのかなとちょっと思ったものです。ここは場所の問題だけなのですけれども、それだけちょっと違和感を感じたものですから、それだけ意見というか質問をさせていただければと思います。

○【是松教育長】 ありがとうございます。どうですか、古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 ご指摘どうもありがとうございます。確かにこの前の段階でマスタープランの報告書をいただいております、その思いを生かしたいという部分は、私にもございました。ですので山口委員がおっしゃられましたように、検討しまして適切な位置にするようなことを考えていきたいと思っております。

○【山口委員】 よろしくをお願いします。

○【是松教育長】 それでは、今、山口委員の指摘につきましては、ぜひそういった方向で。適切な場所に挿入していただくということでお願いしたいと思っております。

ほかに。操木委員、お願いします。

○【操木委員】 ご苦労さまでした。でき上がってきたと思います。学校ですから、やっぱり子どもたちとか子どもということが、すごくキーワードで強まると思うのですけれども。これからちょっといろいろなところを修正するときに、例えば、小林先生の「子供たち」は漢字ですよ。最後の長澤先生は、漢字の「子供たち」と平仮名が混ざっていますよね。中はほとんど平仮名だったりとか、そういったことは1つマスタープランで表に出るものだから、そういうところの検索は見たほうがいいのかと思いました。感想です。

○【是松教育長】 ありがとうございます。古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 表記の揺れについては私も承知しているところではございましたけれども、先ほどと同様になってしまうのですが、執筆なさった方のご意思ということもあって、今回はこのまま置かせていただいたのですが。表記の揺れ、外に出したり、市の答申ということで統一を図っていきたく考えます。

○【是松教育長】 ありがとうございます。それでは、そういった方向での必要な調整をお願いします。

山口委員。

○【山口委員】 もう1つ、すごく細かいのですけれども、36ページを見ると色なのですけれど、カラーの

文字、36 ページの誰でも安心安全に過ごせるというところに関してそこはいいのですが、下の実現したイメージと具体的な計画方針が、この字で書いてありますとちょっと見えにくいなど。赤系とか青系だとぱっと光るのですが、黒に負けてしまうので。これは単なる印象ですけれども難しいですよ。何かどうしたらいいのかわからないですけど。ちょっと感じただけです。よろしくお願いします。

○【是松教育長】 古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 コンセプトごとに色分けをしているところもあるのですが、見にくいというのでありますので見やすくなるように、少し工夫をしてみたいと思います。

○【是松教育長】 それではより一層の工夫をちょっと考えてみてください。

ほかにいかがでしょうか。猪熊委員。

○【猪熊委員】 済みません。子どもたちにもアンケートを取ったということで、アンケート用紙が載っていたのですが、こんな学校があればいいなというところで「文章や絵でもいいです」と書いてあったのですが、文章は大体ここに結果があったのですが、絵で何か印象に残るようなものがありましたら教えていただけたらと思います。

○【是松教育長】 もし見つからないようでしたら、絵自体は来ていたのでしょうか。それともそもそもなかったのでしょうか。

古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 アンケートで児童にお答えいただいた原票については別に保管をしておりますので、そこで確認させていただきたいと思いますが、今、手元にはまとめの部分しかございませんでした。

○【是松教育長】 猪熊委員、よろしいですか。

○【猪熊委員育】 はい。

○【是松教育長】 子どもたちの意見とかイメージというのは、大切にしていく必要があるかと思いますが、今後、基本設計に入っていく上でも、また子どもたちの、こんな学校にしてほしいという希望や理想像についてはできるだけ取り込んで参考にしていくという意味でも、もし具体的なことや、絵があったら絵もここに載せていけばよりすばらしいマスタープランになるのではないかと、参考資料になるのではないかと思いますので、ぜひ、その点についても努力していただきたいと思います。

ほかによろしいですか。

それでは、各委員からご意見あるいはご指摘もいただきました。今日頂いたご指摘されたところについては、必要な調整をして訂正もさせていただきたいと思いますが、おおむねこのマスタープランについてご了承いただいたと思いますので、採決に入らせていただきます。

皆さんご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第 30 号、国立第二小学校改築マスタープラン案については可決といたします。



○議題（4） 議案第 31 号 新学校給食センター整備事業方針（案）について

○【是松教育長】 次に、議案第 31 号、新学校給食センター整備事業方針（案）についてを議題といたします。

古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長】 それでは、学校給食センター整備事業方針（案）についてご説明をさせていただきます。お配りさせていただいております、「新学校給食センター整備事業方針（案）」をご用意ください。

まず表紙を1枚おめくりください。「はじめに」ということで記載をさせていただいておりますけれども、方針の概要ですとか策定経過を記載してございます。平成28年度に基礎的な計画としまして、国立市立学校給食センター整備基本計画を策定しております、この中で、事業手法としてPFIなどの公民連携手法が、現代の手法と比較して優位と評価しております。

また、事業化を進めるに当たりまして、用地を決定した上でPFI導入可能性調査を行うことが必要としておりますので、平成30年度、昨年度に用地の確保を行うとともに、それを前提としましたPFI手法との事業スキームを検討し、最適と考える事業方式を客観的な立場から調査するために、新学校給食センターPFI導入可能性調査を実施いたしました。

本方針案は、導入可能性調査の結果を踏まえまして、施設の整備方針ですとか事業手法、運営に関する市の方針案としてまとめたものになります。

おめくりいただきまして1ページから5ページまでは、現在の給食センターの状況をまとめたものになります。これについてはご説明を割愛させていただきたいと思っております。

6ページをお開きください。6ページには、先ほどご説明差し上げました用地を記載しておりますけれども、この用地を前提といたしまして、新たな給食センターの整備ですとか運営について、先ほど申し上げました導入可能性調査を実施しております。

1枚おめくりいただきまして、7ページをごらんください。7ページ以降のⅢの施設運営についてをご説明差し上げます。7ページの1「施設の整備方針」の主に建物としての方針を記載しております。（1）が安心安全な給食を提供するため、文部科学省の示す学校給食衛生管理基準ですとか、食品衛生法などに示しておりますHACCPに対応した施設として、①から④のより厳格な衛生管理を行うことのできる施設としております。また、（2）右側になりますが、アレルギー対応のために隔離された専用の調理室を設けるとしてしております。また、建物には（3）から（5）の考え方、こういったものも整備して記載しております。

続きまして、9ページをごらんください。想定提供食数は将来推計を行った上で4,800食を前提としまして、現在2つの給食センターを統合して、小・中の2コースのメニューに対応したものとしております。

3 食物アレルギーへの運営面も含めた対応になります。まず施設面では、事故を防ぐための手立てを、（1）、（2）で記載しております。また、（3）にありますように、対応アレルギーの除去食。そういったものを基本としましてアレルギー食の食数は、現在の状況を鑑みまして60食という設定にしております。

右側の10ページになります。4の設備や備品の考え方になります。例えばですけれども、コロッケなどをつくることのできる機器などメニューの幅を広げる、こういった機器ですとか、現在、回転窯で行っている炊飯を自動でできる設備を導入しまして、負担の軽減とともにメニューの拡大に寄与したいと考えております。また食器についてですけれども、現在、小学校ではランチ皿を使っておりますけれども、汁物、椀物など個別の食器を導入したいと考えております。

続く5番になりますけれども、運営審議会ですとか食材選定委員会など、こういったものは従来どおり継続するというようにしております。

ここまでがハード面を中心とした方針になりますが、11ページから16ページまでは運営面を中心とした部分の方針案になっております。

11 ページをごらんください。事業手法ですけれども、冒頭申し上げました昨年度実施した導入化の調査の結果を踏まえまして、設計建設から維持管理、それから調理配膳など一貫して民間事業者が担うことが、財政面に加えまして運営面でも効果が高い事に記載があります内容で、PFI手法による事業所が望ましいといたしました。

PFI手法の簡単な内容は、右の12ページに記載してございますけれども、設計、建設、調理、配送といった業務を個々の契約として個々の企業と結ぶのではなく、SPCという特別目的会社の訳になりますけれども、国立の学校給食のためだけの特別な会社を設立していただいて、そこを一括して一本の契約を結ぶ。そういった内容になっております。これによって、後ほどご説明させていただきます資金面に加えて、同一の事業者が設計から運営までを行うということで、例えば、調理の面ですとか作業動線を考慮した設計内容になるということで、効率的な運営の実施ですとか、それに伴う財的な効果、こういったものを期待できると考えております。

また2段落目にも記載してございますように、出資、SPCと契約によって業務を行っているSPCは、そういった各企業と独立しておりますので、各企業が仮に倒産といった場合でもその影響は限定的になりまして、学校給食の提供事業が安全に行われると。こういった利点が制度の中に内在されております。

続いて13ページをごらんください。PFIにした場合の業務範囲を記載しております。表の網かけになっている部分が、現在の給食センターと異なる部分になっております。上のほうにございます設計、建設とか備品の購入、それから調理や配膳の業務を委託と申しますか、民間側に委ねるという形を想定してございます。

なお、PFIという手法においても、11ページの上にあるように安心安全な給食の提供のために、献立の作成ですとか食材の発注、こういったものは市が責任を持って行い、これまでと同様に市の事業として進めてまいりたいと思っております。

右側の14ページ、15ページが、PFI手法のメリットを挙げた部分になります。(1)ですけれども、先ほども述べました、一貫し業務を実施するということから効率的な施設整備が可能になっているということを(1)で記載しております。(2)、(3)については、共通する部分も多くございますけれども、民間事業者は、ほかの自治体の業務を多く手がけておりまして、そのノウハウも多数持っております。ですので、そういった面で献立内容の充実を目的とした機器の設置ですとか、新たなメニュー、それから食育、こういった提案を事業者から受けることもできます。給食のレベルをこういったことで上げることが可能になると考えております。

また、アレルギー対応についても、現在市ではそのノウハウを持っておりませんが、先ほどと同様に事業者の経験ですとかノウハウを生かしましてスムーズな導入を実施するとともに、調理から配送までは一連の流れを同一の業者が担うことになりますので、誤配等のリスクをより下げることができ、安心安全な給食、こういったものに寄与できると考えております。

(5)については、財政面での効果を記載したのになっておりますけれども、市が従来どおり行う場合よりも、15年間の運営面も含めてですが、約1.5億円程度の削減効果が期待できるとしております。また、事例等を確認する中では、事業の公募ですとか入札時にはこれに加えまして、おおむね5%から7%の効果がほかの事例では見られてございますので、さらなる財政効果が期待できるのではないかと考えております。

16ページの付帯事業になりますけれども、詳細は事業者の提案による。そういったことになるかと思っておりますけれども、安心安全を脅かす、または事業費を増大させる内容のものは難しいのではないかと考えて

おります。

おめくりいただきまして17ページをごらんください。こちら以降に、今後の課題ですとかスケジュール。こういったものを記載しております。全体としましてはこれまでご説明してきた内容をさらに詳細に煮詰める。そして、事業者の公募が必要だということは全体の内容になりますが、主だったもので申し上げますと、(1)の資金調達方法を検討する必要があるがございます。PFI手法では、民間資金を活用しまして割賦払い、そういったものが可能になりますけれども、その程度を詳細に煮詰める必要があるがございます。また、(2)の事業者の選定においては、市民の方々ですとか各分野の識者の意見を取り入れながら選定をする。そういった手法を検討する必要があるかと考えております。

また、右側に移りまして(6)の現在の調理員が引き続き携われるような仕組みですとか、(7)にございますように、競争原理を働かせるために、こういった仕組みを検討する必要もあるかと考えております。

スケジュールにつきましては、おめくりいただいた19ページに記載がございますけれども、今年度、それから令和2年と来年度に事業者の募集を行いまして、令和5年度の2学期には、新たな給食センターで稼働を開始したいと考えております。

説明は以上になります。ご審議のほう、どうぞよろしく申し上げます。

こちらについては、(案)として可決いただいた後は、市議会、それから総務文教委員会に報告させていただくとともに、市民説明会ですとかパブリックコメントを通じて、市民の皆様の意見を頂戴してまいりたいと考えております。以上になります。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【**山口委員**】 ありがとうございます。7ページのところから運営等と書いてありまして、設備の老朽化で本当にさまざまなことが厳しい状況になっているなというのは、現在の給食センターを拝見させていただいたりして思いまして。さまざまな衛生面、それからアレルギー対策、その他のところで、いい方向で進む計画を立てていただいているなと思っています。

何回かお聞きはしていると思うのですがけれども、もう1回こうやって出てきた12ページのところのSPCに関してなののですが、本当に基本的なのですけど、大体この方式でやられているところが、ほかの給食センターとかその他もあるのかもしれないのですが、多いのでしょうか。そのことは、PFIに関してのメリット等々とも書いてあったのですが、デメリットといいますかうまくいかなかった事例、その他のこととあわせて説明をしていただければと思います。

○【**是松教育長**】 古川教育施設担当課長。

○【**古川教育施設担当課長**】 PFI手法で給食センターを整備している事例は多いかというご質問かと思えますけれども。PFI手法以外のやり方で設備を、施設を建設している自治体も……。どこが多数派かというところでは、PFI手法が一番多数派ではないと考えておりますけれども。ただ、PFI全体の事例の中では、給食センターのPFIというもの、PFI全体の案件の中では一番多いかと考えておりますので。PFI手法の中では、給食センターというものは適する事業であるかと認識しております。

続きまして、デメリットの部分になるかと思えます。失敗事例ということですね。失礼いたしました。PFIで失敗している事例の多くが、給食センターのような形、サービス購入型とよんでいるのですが、市の給食センターを運営する費用を、市の財源からお支払いをして民間事業者にやっていただくというパターンになるのですが、失敗しているPFIの事例のほとんどがサービス購入型というものではない

くて、例えば、温浴施設のような、利用者からお金を直接いただいてそれで運営していくという仕組みの経営の場合は失敗しているという事例がございまして。そういった意味では、サービス購入型の事例においては失敗している事例は、給食センターについては皆無と考えております。

○【山口委員】 ありがとうございます。

○【是松教育長】 宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 恐らく、このSPCという特目会社を設けてという考え方についてのご質問なのかなと思います。

ご存じのように、かつては、こういった給食センターは市が直営で、要は公設でつくって、市の職員が運営しているというところの中で、部分部分の業務が、さまざまな専門の事業者へ委託される中で展開してきました。最近、新しくPFI等の手法で、新しい給食センターをつくることについては、こういった特目会社をやる手法というのが出てきているのかなというところで、比較的新しい手法だと思えます。

こちら、さまざまな業務を多角的に展開しているような、あるいは幅広くやっているような事業者へ運営を委託した場合に、全体財務の中でその会社が倒産すると、国立市の給食もそこでとまってしまう。ただこれは、いわゆる親会社等から財務が切り離されて、いわゆる国立市が支払う事業費等に基づいてその事業だけを行っていくので、仮に、別事業をやっている親会社が倒れたとしても、この会社自体は存続して継続的に給食事業を実施することができるというところで、運営上非常にメリットがある意味では、継続運営という形です。そういった考え方に基づいて、これからの給食センターをPFI手法においてやっていくに当たっては、こういった手法が現在、あるいはこれから主流になっていくのかなと。

以上でございます。

○【是松教育長】 よろしいですか。ほかに、いかがでしょうか。

操木委員、お願いします。

○【操木委員】 最初に教育施設の見学に、視察に行かせていただいたというお話をさせていただきましたが、そのときも給食センターのほうにお邪魔して、本当に大変な努力をされて給食をつくってくださっているということに感銘しましたというお話をしました。でも、あまりにも施設の老朽化、それも実感として思いました。そこで今、新しい給食センターを整備していくということで取り組んでいただいている、本当にありがたいなと思います。また、PFIのメリットということでも載せていただいて、すごくPFI手法のことについてよくわかる資料かなと思いました。

1点、18ページの「今後の検討課題・スケジュール」の6番の中に、そういったPFIを導入していくことによって給食の改善と、6番に質を確保するために、現在の調理員が引き継ぎ調理に携わる仕組みを検討しますということと、ちょっと相反するような気がするのです。そうではなくて、ここはやっぱり調理の質を確保するためにPFIと現調理員との連携・協力とか。そういった今の人たちを生かしながら、それから新しいところも取り入れて融合していくといいますか、そういったことを検討していくというのが先へ向かっていくことではないかなとちょっと感じました。感想です。

○【是松教育長】 特に答えますか。宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 ここの表現ですね。「調理の質の確保」という(6)の表題でくくっておりますので、おしゃれな疑問というか、こういった書き方でよろしいのですかということもあろうかと思えます。

1つは、新しく国立市の給食事業を担っていただくに当たっては、それが決まってから新たに人員、新しい人たちを確保していただいているというところについては、引き受ける事業者としても難しさがあるのかなと。一方で、国立市の給食を担っていたこれまでの正職員、再任用職員、あるいは嘱託員、臨時職員の

皆さんは、国立市の現在の給食センターにおいてどのように衛生をしっかりと確保しながら、おいしい給食をつくっていくか、こういったことに携わってきておりますので、ある程度の条件整備をする中で、そういった方々が新しい特別の目的会社でも活躍できるような仕組みをうまく構築することが、給食センター、新たなところに移っていくに当たっても一定の人を確保しながら、継続的に行っていける可能性があるろうと。そういったところの仕組み等についても検討していく必要があるというところを、この（６）番にあらわしたかったのかなと思っています。

一方で、現在働いている方の雇用をある程度守っていくという側面も考えなければなりませんので。そういったところを、この一言及び２行で盛り込んでおりますので、丁寧な説明も少し考えたいと思います。

以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、大きな疑義等はないようでございますので、採決に入らせていただきます。

皆さんご意見がないようですので、可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第 31 号、新学校給食センター整備事業方針案については可決といたします。



○議題（５） 議案第 32 号 国立市文化芸術推進基本計画案について

○【是松教育長】 次に、議案第 32 号、国立市文化芸術推進基本計画案についてを議題といたします。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、議案第 32 号、国立市文化芸術推進基本計画案についてご説明いたします。

本議案は、国立市文化芸術条例第 7 条に基づき、国立市の文化芸術施策を推進し、「文化と芸術が香るまちくにたち」を実現するための具体的な取り組みや、今後の推進体制について基本的な方向性を示した、国立市文化芸術推進基本計画を策定するものでございます。

また、本計画案につきましては、国立市文化芸術推進会議に、（仮称）国立市文化芸術推進基本計画案についての諮問を行い、全部で 12 回の会議を開催いたしまして、平成 31 年 4 月 24 日に答申をいただいております。

内容につきましては、第 2 回の教育委員会定例会でご報告した内容より大きく変更はございませんので、その後に実施をしました、パブリックコメント及び平成 31 年第 1 回定例会総務文教委員会での報告の内容のご意見を踏まえて、国立市文化芸術推進会議で議論を経て、変更を行った点を中心に説明をさせていただきます。

ページを 1 枚お開きください。「（仮称）国立市文化芸術推進基本計画（案）についての意見募集の結果」についてでございます。資料につきましては各章ごとに分けており、「意見の概要」「推進会議の回答等」「修正有無」「意見をいただいた場所」をそれぞれ記載しております。

それでは、主に変更を行った点につきまして説明をさせていただきます。2 ページ目をごらんください。2 ページ目のナンバー 7 です。こちらパブリックコメントからご意見をいただいたもので、文化芸術活動情報について SNS の活用や一元的集約・発信が挙げられているが、生涯学習活動の情報の一元・集約を合わせて運用していただきたいというご意見でした。このご意見につきまして推進会議でも検討した結果、生涯学習情報とは親和性があることから、計画の中に 4 章になりますけれども、文化芸術の情報の

一元的な発信方法の検討というものを追記いたしました。

次に、ナンバー8番、ナンバー10番、こちらもパブリックコメントよりご意見をいただいたものですが、それぞれ、「子育て世帯が楽しめる乳幼児でも聴けるコンサートがあると良い」ですとか、「子どもたちに低価格での『一流の』演奏を聞かせてあげる機会を設けてほしい」というところにつきまして、推進会議内でも、これまであまりそういった乳幼児が聞けるコンサートというものは開催されてこなかったことですとか、芸術小ホールで、例えば、子どもたちに低価格で一流の演奏ということはあまりなかったというところから、こちらも計画の第4章の中に、「子どもたちへの文化芸術体験機会の提供の拡充」ということを今後の取り組み例として追記させていただきました。

パブリックコメント及び総務文教委員会の意見による変更点は以上となります。

また3ページ目の次が、国立市文化芸術推進基本計画案となっております。先ほどご説明したとおり内容について大きく変更はございませんが、1枚おめくりください。

この計画案の章立て等を再度ご説明させていただきますと、第1章「計画の概要」の中では、国や都のこれまでの文化芸術に対する施策ですとか、そういった策定の背景等を書いて、計画の期間などを記載しております。第2章では、平成30年4月1日に施行しております国立市文化芸術条例の解説を細かく行っております。第3章では、国立市の文化芸術に関する現状と課題を洗い出し、こちらが、この計画の一番大きなポイントとなります第4章、こちらで具体的な施策の展開を行っております。こちらに施策の体系の考え方ですとか推進をどうやってしていくかというものを具体的に記載しております。

最後に、第5章で計画の推進体制というものを記載しております。この内容につきましては、先ほどご説明した修正点を加味した内容となっております。簡単ではございますが、説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

既に定例教育員会においてご報告をさせていただいた内容、詳細につきまして、さらに市議会の意見、あるいはパブリックコメント等の意見をもとに最終調整をしたものとなります。よろしいですか。

それでは皆さん、ご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○【是松教育長】 それでは、議案第32号、国立市文化芸術推進基本計画案については可決といたします。



○議題(6) 議案第33号 国立市生涯学習振興・推進計画案について

○【是松教育長】 次に、議案第33号、国立市生涯学習振興・推進計画案についてを議題といたします。伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、議案第33号、国立市生涯学習振興・推進計画案についてご説明いたします。

本議案は、国立市生涯学習を含む国立市の生涯学習を推進するために、基本目標や重点施策、主な事業等を示した、国立市生涯学習振興推進計画を策定するものでございます。

先ほどと同様で、内容につきましては第2回教育委員会定例会でご報告をさせていただいた内容より大きな変更点はございませんので、平成31年第1回定例会総務文教委員会の報告及び社会教育員の会からのご意見を踏まえ、変更を行った場所を中心にご説明をさせていただきます。

次のページをお開きください。「生涯学習振興・推進計画案からの変更点(主なもの)」についてでございます。まず、ナンバー1でございます。国立市議会総務文教委員会より、第21期社会教育委員の会の答

申でSDGsについての記載があるのに計画に含まれていない。また、ソーシャルインクルージョンについて、国立市でこれだけ話題になっているのに計画の中に含まれていないのかというご意見をいただきまして、国立市としましては、国立市においては、全ての人が平等かつ主体的に学ぶことができるまちづくりを推進していくために、持続可能な開発目標SDGsや、ソーシャルインクルージョンの考え方を計画の目的の中に追記をいたしました。

次に、ナンバー2、ナンバー3につきましては社会教育委員の会よりご意見をいただきまして、それぞれ、東京都の動向ですとか文部科学大臣のメッセージという形で本文中には記載してあるのですけれども、より丁寧な説明ですとかわかりやすくする部分としまして説明等の追記を行っております。

総務文教委員会及び社会教育委員の会の意見についての変更点は以上となります。

1ページをおめぐりいただきますと、国立市生涯学習振興・推進計画（最終案）になっておりまして、こちらもおめぐっていただきまして、目次をごらんください。先ほどご説明したとおり、大きな変更点はございませんが、第1章「計画策定にあたって」などで、計画の概念、生涯学習の概念や計画の範囲、そういったものを記載しております。

また、第2章では「国立市の生涯学習のあゆみと課題」という形で、これまでの生涯学習の国立市における歩み等を記載しております。

第3章で、「国立市の生涯学習が目指すもの」で、今後、計画をどのように進めていくか等を書かせていただいております。

以上が、簡単ではございますが、国立市生涯学習振興・推進計画案のご説明となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

こちら第2回定例会でお示しした内容とほとんど大きな変わりがないということで、案を取って最終計画として、先ほどの文化芸術推進基本計画同様、計画として整備させたいということでございますが、よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは採決に入ります。皆さんご異議がないようですので可決でよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○【是松教育長】 それでは、議案第33号、国立市生涯学習振興・推進計画案については可決といたします。

○【宮崎教育次長】 おおむね2時間が経過しておりますので、ここで一旦休憩を挟んではいかがでしょうか。

○【是松教育長】 それでは、一時休憩といたします。再開時間は4時5分といたします。

（休憩）

○【是松教育長】 では、休憩を閉じて議事を再開いたします。

古川教育施設担当課長。

○【古川教育施設担当課長育長】 先ほど、第二小学校のマスタープランのご説明の中で、猪熊委員から、子どもたちのアンケートの絵についてご質問いただきまして、休憩時間中に確認をさせていただきましたのでご報告をさせていただきたいと思っております。

学校の先生方にご協力をいただけて、ほぼ全ての児童からアンケートをいただいておりますけれど

も、その中で幾つか「花のある学校はいいな」ということで絵を書いていただいたりとか、豊かな自然の絵を書いていたりというものを幾つかアンケートの回答でもらっておりますので、この辺もマスタープランの案の中に転記をしていくような形で考えていきたいと思っております。

以上になります。

○【是松教育長】　そういうことでよろしく申し上げます。



○議題（７）　報告事項２）　平成 30 年度教育委員会各課の事業総括について（教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館）

○【是松教育長】　では次に、報告事項 2、平成 30 年度教育委員会各課の事業総括についてに移ります。教育総務課、教育施設担当、建築営繕課、教育指導支援課、生涯学習課、給食センター、公民館、図書館の順でお願いいたします。

初めに教育総務課事業について、高橋教育総務課長。

○【高橋総務教育課長】　それでは、教育総務課の平成 30 年度主要事業の総括につきましてご報告いたします。資料に沿って要点をご説明させていただきます。

初めに 1－（１）ですが、総合教育会議の開催です。平成 30 年度につきましても教育総務課が事務局となり会議を開催いたしました。開催日、協議、調整事項につきましては記載のとおりです。

飛びまして（４）の教育広報紙「くにたちの教育」について。年に 4 回、5 月、8 月、12 月、明けて 3 月に発行、全戸配布をするとともに、合わせて視覚に障害のある方を対象として音訳版「くにたちの教育」を作成しております。平成 29 年度に紙面のカラー化、サイズの変更を行ったところですが、さらなる紙面の充実を目指し、幅広く情報発信を行ってまいります。

（５）の就学援助手続については、要保護、準要保護合わせて小学校 379 人、中学校 221 人を認定いたしました。なお、資料に記載はございませんが、30 年度の要保護、準要保護を合わせた認定率は、小学校 12.22%、中学校 16.96%で、29 年度と比較し、小学校 0.27%の減、中学校 1.53%の減となっております。

飛びまして（７）通学路の安全対策です。地域の見守りボランティアの方や学校、保護者、警察などが一堂に会し、通学路の安全に関する情報共有や情報交換を行う通学路の見守り情報交換会の開催や、学校、保護者、警察、市民による通学路の合同点検の実施などを通して、子どもたちの通学中の安全対策の向上につなげました。

裏面をごらんください。最後に 3 の課題となりますが 3 つございます。

1 点目は、中学校体育館への冷風機導入です。導入機種について検討を重ねた結果、より安価で効果の高い機種を選定し、当初予定していなかった小学校体育館にも導入できることとなりました。6 月を目途としておりましたけれども、5 月 23 日までに全校へ納品いたしました。今後、効果等を見ていきたいと考えております。

2 点目は、通学路の安全対策についてです。子どもたちの通学中の安全の一層の確保を図るため、見守り情報交換会に幅広い市民の方が参加していただけるよう、広報等を強化してまいります。

3 点目ですが、当面の学校施設整備として、小・中学校の校舎非構造部材の耐震化、トイレの洋式化、老朽化に伴う個別の修繕などの課題がございます。こういった課題につきまして、これまで同様学校現場、建築営繕課と密に連携を取ることで、子どもたちの教育環境の充実に向けて迅速に対応してまいりたいと考えております。

平成 30 年度の教育総務課に関するご報告は以上でございます。

○【**是松教育長**】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

それではないようですので、続いて教育施設担当事業について、古川教育施設担当課長。

○【**古川教育施設担当課長**】 平成 30 年度の事業の総括で、教育施設担当の分をご説明申し上げます。

(1) 番の学校施設の更新になりますけれども、先ほどもご説明いたしました第二小学校のマスタープランに加えまして、文末にございます第一中学校の特別教室棟の機能移転へ向けた協議を学校・保護者と行っております。

続けて(2) 番になりますけれども、先ほどの給食センターの方針案と同様になりますので、こちらは割愛させていただきます。

最後の課題になりますけれども、大きく 4 点ございますが、主なものを 2 点ご説明させていただきます。一番上になりますけれども、学校施設の更新については、耐用年限が迫ってきている学校もございまして、政策経営部・行政管理部と連携の上、ストックマネジメントの観点から検討を進めていきたいと考えております。

2 つ目は、第五小学校の部分になります。段落が変わるその前の部分に記載がございますけれども、第五小学校の建てかえに関しましては、富士見台地域のまちづくりと連携をしながら、複合などの必要機能の確認ですとか諸要件の整備。こういったものをしていく必要があると考えてございます。

簡単になりますが、以上になります。

○【**是松教育長**】 教育施設担当事業について説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

ないようですので、続いて建築営繕課事業について、高橋教育総務課長。

○【**高橋教育総務課長**】 続きまして、行政管理部・建築営繕課の平成 30 年度事業の総括についてご報告いたします。

平成 30 年度に実施した小・中学校施設整備事業は、資料に記載のとおりですので、そのうちの主な工事についてご説明いたします。

1 - (1)、(2) ですが、第六小学校につきまして夏休み期間等を利用し、校舎の天井や照明器具などの非構造部材の耐震化工事の第 1 期工事を実施いたしました。令和元年度では、引き続き第 2 期工事を実施いたします。(3) 小中学校トイレ洋式便器取替工事については、小・中学校トイレの洋式化を引き続き進めました。平成 30 年度の工事完了時点で全校平均の洋式化率は 56% となっております。(7) 中学校特別支援教室改修工事につきましては、平成 29 年度の小学校に引き続き、中学校 3 校分の工事が完了し、令和元年度からは市内全校において特別支援教室を開設いたしました。

2 の「課題」です。喫緊の課題といたしましては、先ほど教育総務課の事業総括でもご報告しましたが、学校施設の非構造部材の耐震化がございます。また、トイレの洋式化については、令和 2 年度までに 80% の洋式化を達成できるように引き続き実施してまいります。

学校施設整備については、平成 29 年度に「国立市学校施設整備基本方針」が策定されたことや、今後は、「(仮称) 国立市公共施設再編計画」で策定される予定となっております。学校のハード面におきましては、長期的・短期的での課題はさまざまございますが、今後も教育総務課、教育施設担当、建築営繕課など関係部署間で連絡を密にし、教育環境の充実に向け対応してまいります。

平成 30 年度の建築営繕課に関するご報告は以上です。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見ございますでしょうか。

それでは、続きまして教育指導支援課事業について、荒西指導担当課長。

○【荒西指導担当課長】 それでは、平成 30 年度教育指導支援課の事業の総括についてご報告いたします。

新たに取り組んだ内容を中心にご説明いたします。Ⅰ 『命の教育』推進事業』の 1 点目、市の人権に係る条例制定を踏まえ、人権教育に係る教員研修として、同和問題、多様な性、いじめ問題を取り上げて開催いたしました。

Ⅱ 「学力・体力向上事業」の 2 点目、プログラミング教育の充実を図るために、小学校にタブレット P C 40 台を新たに追加配備いたしました。11 月 5 日には、プログラミング教育推進校の実践発表を中心とした教育フォーラムを開催しております。

Ⅲ 「特別支援教育推進事業」につきましては、2 点目、東京都の特別支援学級専門性向上事業において、特別支援学校の先生に知的障害学級担任会で具体的なアドバイスをいただきました。また 3 点目、平成 31 年度中学校特別支援教室の全校実施に向けて、使用教室等の準備を進めました。

Ⅳ 「学校組織力向上・人材育成事業」については、2 点目の働き方改革についてタイムレコーダーの導入、スクールサポートスタッフの配置、家庭と子どもの支援員及び部活動指導員等の活用等を行い、週当たりの在校時間が 60 時間を超える教員が 8.4%まで減少いたしました。

Ⅴ 「保護者・地域・関係機関等との連携事業」については、1 点目、中学校において、新たに放課後学習支援教室を各校の実情に合わせて実施いたしました。3 点目、今年度からとなる学校評議員会については、前回の定例会でご報告したとおり各校で取り組みを進めました。

課題といたしましては 6 点。1 点目が、市の人権条例に基づく取り組みの推進。2 点目が、不登校状況にある児童・生徒に対する支援の充実。3 点目が、教員の働き方改革のさらなる推進。4 点目が、I C T 環境のさらなる整備。5 点目が、新学習指導要領全面実施への円滑な移行。6 点目が、中学校情緒固定級の開級準備と 2 校目となる小学校情緒固定級の設置の検討を挙げました。

報告は以上です。よろしく願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

それでは、次に移ります。続いて、生涯学習課事業について。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 それでは、生涯学習課の平成 30 年度の事業総括についてご報告いたします。

1 「社会教育推進への取り組み」です。(1) 第 22 期社会教育委員の会を開催し、諮問「生涯学習振興・推進計画について」毎月定例会を開催し、討議を重ね、生涯学習振興・推進計画骨子案及び素案について意見書をいただきました。今後は、先ほどご議決いただきました生涯学習振興・推進計画に基づき事業を推進してまいります。(5) 番になります。芸術小ホールの外壁改修工事が行われました。平成 29 年度に実施して、平成 30 年度工事が終了しております。

2 番「文化芸術振興への取り組み」についてです。国立市文化芸術推進会議を開催し、平成 31 年 2 月 18 日に第 11 回の文化芸術推進会議におきまして、先ほどの国立市文化芸術推進基本計画案を決定した後、総務文教委員会でパブリックコメント等を実施しました。今後は、先ほどご議決いただきました計画に基づき事業を推進してまいります。(3) 番、先ほど財団からのご報告もありましたが、2 回目の開催である「くにたちアートビエンナーレ 2018」について、市民アンケート調査ですとか意見聴取などを実施しております。これをもとに、今後の「くにたちアートビエンナーレ」について検証を行っていきます。また、「Meet the Artists」を初めとするさまざまな事業を開催いたしました。

3番「文化財保存への取り組み」です。(1)文化財保護審議会を開催しまして、ことしも市登録有形民俗文化財としまして、神農坐像等を1点登録させていただきました。(2)番、(3)番は本田家関係となります。(2)番、本田家主屋の倒壊や破損を防ぐために応急補強工事を着手し、令和元年度も引き続き工事を行ってまいります。また、本田家住宅の保存活用についての計画も策定を行いました。

次のページをごらんください。(7)番になります。古民家のかやぶき屋根ふきかえ工事を行い、合わせて工事の見学会、茅切体験会も実施しました。工事見学会には参加者81名、茅切体験には16組が定員のところ16組32名の方に参加いただくことができました。

4番「成人式の取り組み」でございます。例年どおり準備会のメンバーでつくった映像を上映するとともに、参加者は506名、参加率は58.6%となっております。

5番「社会体育推進への取り組み」です。スポーツ推進委員の定例会を開催し、スポーツ子どもの日等の事業を開催いたしました。今年度も東京女子体育大学や多摩障害者スポーツセンター等、市内の機関と連携して事業を展開してまいります。(4)番、多摩障害者スポーツセンター改修による休館中の障害者の総合体育館利用料の減免としまして、スマイルカードの発行を平成30年3月27日より実施しております。平成30年度としましては215名の登録と、延べ4,782名の方が利用されております。

6番「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成の取り組み」です。(1)は、平昌オリンピックスピードスケート金メダリストでもある高木美帆氏の講演会を開催し、270名の参加をいただきました。(2)番は、講演会と同日に開催しましたパラリンピック競技体験として、車いすレースの体験や義足の体験を行い39名が参加しました。(3)番、ボッチャの体験会は15回実施し、延べ835名が参加をいたしました。オリンピック・パラリンピックまであと1年余りとなったため、今後も大会開催に向けてより一層の機運醸成を図ってまいります。

7「課題」です。課題としまして、大きなものとしては(4)番についてですが、活用計画策定をしたので、今後は、これをもとに都と協議しながら都の指定を目指してまいりたいと考えております。(7)番くにたち市民芸術小ホール、くにたち市民総合体育館の更新計画についてです。芸術小ホールと総合体育館は築30年を超え、設備、施設等の老朽化が進んでおりますので、今後は計画的な更新計画に基づき必要な改修を着実に実施していくように努めていきたいと考えております。

ご報告としては以上となります。よろしく申し上げます。

○【是松教育長】 山口委員。

○【山口委員】 今、最後、課題の(7)は。

○【伊形生涯学習課長】 (6)です。失礼しました。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

よろしいですか。それでは続いて、給食センターの事業に移ります。土方給食センター所長。

○【土方給食センター所長】 それでは、給食センター事業の総括につきまして、前年度の違いとポイントを絞ってご報告いたします。

1「食の安全安心の確保」の(1)－④地場野菜の使用量につきましては、29年度と比べて若干割合が向上いたしました。今後も引き続き取り入れを推進してまいります。⑤農薬や細菌の検査実施体制でございますが、前年度の体制を維持いたしました。

(2)放射能への対応につきましては、①外部機関による放射能検査を実施し、30年度は全て基準値未満でございました。④保護者等への情報提供につきましては、給食センター独自の放射能検査、外部機関による放射能検査は29年と同じ体制でございました。

(3) 給食の充実につきましては、③米飯給食の提供につきまして、29年度とほぼ同じ週3回以上を満たしており目標を達しておりました。

おめくりいただきまして裏面、2「食育の推進」の(2)学校との連携につきまして、食育関連授業等を実施いたしました。今後はミルク教室に限らず、食育関連授業を伸ばしていきたいと考えてございます。

最後に3「円滑な運営管理の実施」でございますが、(1)給食費徴収事務につきまして、今後とも安定的な給食の提供のため、また負担の公平性のため尽力してまいりたいと考えております。

給食センターの報告は以上でございます。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 今、感想意見というか感想なんですけど、1つは食育、学校関連、学校との連携のところで食育関連の授業とか、ぜひ進めていただければと思います。いろいろな影響を子どもたちに与えられるだろうと思います。

それから、最後にありますけど、課題、新設。先ほども説明を受けましたけれども、新しい給食センターがいよいよ動き始める部分があるので、そこへ向けてもいい形でのつなぎができるように、非常に厳しい老朽化した建物の中で大変かと思うのですけれども、頑張っていただければと思います。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは次に移ります。続いて公民館事業について、石田公民館長。

○【石田公民館長】 それでは公民館の事業計画の総括について、主催学習事業を中心に説明いたします。

大きな2番「主催学習事業・会場提供事業」をごらんください。(1)自立に課題を抱える若者の社会参加支援事業のうち、(A)若者支援事業では、「子ども・若者の育ちを支える連続講座」をNHK学園などで5回開催し、延べ150名、1回当たり30名ほどの参加があり、地域人材養成につながる学習などに取り組みました。(B)中高生の学習支援事業では、LABOくにスタを公民館で月3回程度、合計年間37回開催し、延べ673名、1回当たり18名ほどの参加がございました。

(2)番、他部課や他機関などと連携した事業では、NHK学園、ボランティアセンター、児童館、地域の子ども支援団体と連携した事業を実施し、そのほかにも一橋大学や一橋大学大学院。それから地域の自主グループ「学び歩きの会」や「認知症とともに生きる実行委員会」などと協力した事業を実施いたしました。

(3)番、現代的課題や生活・地域課題などにつきましては、30年度については「憲法を考える」連続講座を全9回重点的に実施し、延べ376名、1回当たり41名ほどの参加を得ることができました。その他、さまざまな講座や事業を実施しました。

最後に、課題でございます。令和元年6月から12月末ごろまで公民館外壁改修工事を予定しますので、駐輪場の閉鎖とそれから大きな打刻音が生じることが予想されております。このため、工事の周知と利用者の安全を掲げております。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

山口委員。

○【山口委員】 感想なんですけど、今、主に説明していただいた主催事業とか会場提供事業のところで、特にほかの機関とか部署、その他のところとも連携して、さまざまなことをやられているのは私も存

じ上げていますけど、さすがに公民館としてのいい働きをされているなど考えております。

また、改修工事もあるようで大変ですけれども、こちらも頑張っていたいただければと思います。以上です。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

それでは次に、最後になります。図書館事業について、尾崎図書館長。

○【尾崎図書館長】 それでは、図書館の平成30年度図書館事業の総括につきましてですが、資料に沿いましてその主なものについてご報告いたします。

2番「資料貸出閲覧事業」では、9月に南市民プラザ分室書庫の一般開放を毎週土曜日に拡大し、また青柳分室の日曜日臨時開室を2回試験的に実施し、地域の方に分室を利用していただく機会といたしました。

3番「児童サービス事業」では、ゼロ歳児を対象に、新規事業「あかちゃんいないいないばあ」を実施し、多くの親子の参加がありました。また、5カ年計画の第三次国立市子ども読書活動推進計画を策定いたしました。

6番「ボランティアの募集及び育成」では、わらべうたと絵本の読み聞かせボランティアを新規に募集し、養成講座を開催することにより人材を確保し、また中級音訳者養成講座では音訳者のスキルアップを図りました。

8番「学校及び他機関との連携」では、日野市との図書館相互利用協定を締結し図書館利用を推進しました。

9番「国立駅前市民プラザ」では、5月のオープン以来予約図書の受け渡し及び返却、図書館事業の広報を行い、ご要望がありました図書リサイクルフェアを実施し、またリサイクルコーナーも設置いたしました。

10番「施設維持管理」では、都の補助金を活用した中央図書館トイレ洋式化改修などを行いました。

裏面をごらんください。最後に課題ですが、3番に挙げました図書館システムの更新を行いシステムの管理運営を整備することなど5点に留意し、今後、図書館運営及び各事業を実施してまいります。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 説明が終わりました。ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

ないようですので、平成30年度各課の事業の総括報告については以上といたします。



○議題（8） 報告事項3）市教委名義使用について（8件）

○【是松教育長】 続いて報告事項3、市教委名義使用についてに移ります。

伊形生涯学習課長。

○【伊形生涯学習課長】 では、平成31年4月分の教育委員会後援名義使用についてご報告します。お手元の資料のとおり承認8件でございます。また、申しわけありません。資料に一部不備がございまして訂正をお願いしたいと思います。

番号でいいますと4番です。「土」という字が入っているのですが、済みません、これ土建です。「土」という字になります。申しわけございません。土建になります。修正をよろしくお願いいたします。

それでは、改めましてご報告をさせていただきます。まず東京女子体育大学・東京女子短期大学が主催の「2019年度東京女子体育大学・東京女子短期大学公開講座」です。地域住民の交流、青少年の競技力向上、健康増進へ貢献することを目的に公開講座を行うもので、参加費は無料でございます。

2番目は、LINKくにたち2019実行委員会が主催の「LINKくにたち2019」です。スポーツを通じ

た地域振興を目的に、リレーマラソンや各種スポーツ体験、ダンスコンテスト等を行うもので、参加費は、マラソン参加者のみ3,500円です。

3番目は、国立市みんなの学校づくり市民プロジェクトが主催の「『みんなの学校』上映会&座談会」です。フルインクルージョンの学校の実現を目的に、上映会と座談会を行うもので、参加費は上映会が500円、座談会が1,000円です。

4番目は、東京土建一般労働組合府中国立支部が主催の「第42回住宅デー」です。地域住民に感謝して技術・技能を生かして奉仕することを目的に、住宅相談や防災・減災のためのイベント等を開催するもので、費用は無料です。

5番目は、多摩地区26市町対抗囲碁団体戦実行委員会が主催の「第3回多摩地区26市町対抗囲碁団体戦」です。多摩地域の広域的交流、囲碁普及、囲碁文化の継承を図ることを目的に、多摩地区26市の代表選手による囲碁対局などを行うもので、参加費は1チームにつき2万5,000円です。

6番目は、日本児童・青少年演劇劇団協同組合が主催の「2019年第47回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」です。児童・青少年演劇が文化的財産として深く認識されることを目的に、35の演劇公演と18のワークショップを行うもので、参加費は公演内容によって異なっております。

7番目は、くにたち・まちづくり∞自転車倶楽部が主催の「こども自転車安全体験ツアー『まちで学ぼう、やさしく走ろう、親子でりんりんツアー』」です。子どもたちが自転車で安全に移動し、人を傷つけないようにするため、市内を自転車で走りながら、ルールやマナーを学ぶもので、参加費は300円です。

裏面をごらんください。最後は、第4回こどもあおぞら市実行委員会が主催の「第4回～つくる・あそぶ・つながる～こどもあおぞら市」です。働く・遊ぶなどの社会体験や子育てにかかわる地域団体とのつながりの促進を目的に、仮想通貨を使って働くことや遊びの体験などを行うもので、仮想通貨は100円単位で販売されます。

以上8件につきまして事務局で審議をし、妥当と判断し、名義の使用を承認いたしましたのでご報告いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご質問、ご意見等ございますでしょうか。



○議題（9） 報告事項4） 要望書について（1件）

○【是松教育長】 ないようでしたら、報告事項4、要望書についてに移ります。

高橋教育総務課長。

○【高橋総務教育課長】 要望は1点です。市民の方より、改元に当たり国立市の教育施策については、市民及び市民の要望に寄り添いながら、一層の教育環境の充実を目指してほしいこと。及び、平成の時代における要望について未着手のもの、十分な改善に至っていないものについては積極的に着手と実施をしてほしい旨の要望書をいただいております。以上です。

○【是松教育長】 報告が終わりました。ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

一応、PTAからの要望等についての今後の実施の取り組みということがございますので、事務局から若干補足説明をお願いします。

高橋教育総務課長。

○【高橋総務教育課長】 それでは要望書につきまして、1点目につきましてはご意見として受けとめさせていただき、今後とも市民の皆様へ寄り添いながら業務を行ってまいります。

2点目につきましては、P T Aの皆様からは、例年、予算要望等を通じて要望をいただいております。対応可能なものにつきましては、なるべく速やかに対応を行っております、今後とも同様に対応してまいりたいと考えております。また、予算要望につきましては、例年、教育総務課長が直接要望書を頂戴し、要望書に記載のないことでも気づいたことがあれば、その際に承るよう心がけております。

また、回答につきましても教育委員会だけではなく関連する市長部局も合わせて直接お会いし、要望に対する回答と意見交換を行っております。今後とも要望を真摯に受けとめ、丁寧な対応に努めてまいります。

担当課からは以上です。

○【是松教育長】 事務局からの補足説明がございましたが、ご意見、ご感想ございますでしょうか。

猪熊委員、お願いします。

○【猪熊委員】 私は何年かP T A会長をさせていただきまして、教育総務課長に要望書を持っていった者なのですが、要望書を持っていくときも、やはり 30 分から1時間くらい時間を取っていただいて、そして回答のときには、今、課長もおっしゃったように、課長だけではなくその要望に合った関係課の職員の方も同席いただいてご回答をいただきました。たとえ要望がすぐに改善等につながらなくても、例えば何年後にこうなりますよとか丁寧に説明いただけるので、かなり納得のいくものになっておりましたので、今後もそのように対応をいただけたらいいかなと思います。

○【是松教育長】 ほかにいかがでしょうか。

要望についてはおっしゃるとおりだと思いますので、できるだけの努力を積み重ねてまいりたいと思っていますところでございます。

それでは、なければ秘密会議以外の審議案件は、これで全て終了いたしました。

ここで、次回の教育委員会の日程を決めておきます。

宮崎教育次長。

○【宮崎教育次長】 次回の予定は6月24日月曜日。次回は月曜日で予定してございます。同日に総合教育会議、こちらを午後1時から開催する予定でありますので、教育委員会の開始時間は3時からを予定してございます。次回は6月24日月曜日3時から、こちら教育委員室で予定してございます。よろしく願います。

○【是松教育長】 それでは、次回第6回定例会は、6月24日月曜日午後3時から、会場はこちら教育委員室といたします。

皆様、お疲れさまでございました。

午後4時27分閉会